

戸籍のコンピュータ処理が始まります

平成 25 年 5 月 11 日（土）から戸籍のコンピュータ化が始まり、13 日（月）からコンピュータ化された戸籍証明書（従来の戸籍謄本等）を発行します。

現在、紙で処理している戸籍事務をコンピュータで処理することにより、事務処理期間や証明書の発行にかかる時間が大幅に短縮されます。

▼主な変更点

現在	
名称	戸籍謄本
	戸籍抄本
書式	B 4 版横長、縦書きの文章形式（戸籍謄本）
	B 5 版縦長、縦書きの文章形式（戸籍抄本）
用紙	白紙
公印	朱印



コンピュータ化後	
名称	戸籍全部事項証明書
	戸籍個人事項証明書
書式	A 4 横書きの項目記載形式
用紙	改ざん防止用紙
公印	黒字の電子公印

▼コンピュータ処理の対象となる人

対象となるのは、岬町に本籍のある人です。岬町に住民登録をしていますが、本籍が他市町村の人は対象外です。また、婚姻や死亡ですでに除籍されている人は、コンピュータ処理後の新しい戸籍には記載されません。

▼戸籍の文字について

コンピュータ化後の戸籍の氏名の文字は、常用漢字、人名用漢字、漢和辞典の文字など戸籍に使用できる文字に統一されます。現在、辞典等に記載されていない文字を使用している方には、文書でお知らせさせていただきます。また、お知らせを送付した人には、役場から直接お尋ねする場合がありますので、みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

▼置き換えられる文字の一例

龍・龍	⇒	龍
藤・藤	⇒	藤
静・静	⇒	静
伊・伊	⇒	伊
藏・藏	⇒	藏
奥・奥	⇒	奥

▼本籍の表示が一部が変わります

本籍の番地と枝番の間に「の」がついている戸籍については、「の」の文字を削除します。表示が変わるだけで、本籍そのものがかわるものではありません。

（例）変更前：岬町深日 2000 番地の 1 → 変更後：岬町深日 2000 番地 1

▼これまでの戸籍は「平成改製原戸籍」となります

コンピュータ化するまでの紙の戸籍は「平成改製原戸籍」として、150 年間保存されます。コンピュータ化後の新しい戸籍は、婚姻や死亡などにより、すでに戸籍から除かれている人は記載されず、各個人の婚姻、離婚、死亡などの事項が一部省略されている場合があります。これらの事項が記載されている証明書が必要なときは、「平成改製原戸籍」を請求していただくことになります（別途手数料が必要となります）。

また、「除籍謄本」も「除籍全部事項証明書」になり 150 年間保存します（平成 22 年に戸籍の保存期間が 80 年から 150 年に変更されました）。



▼戸籍の全部事項証明書（見本）

(1の1) 全部事項証明	
本籍氏名	大阪府泉南郡岬町深日 2000 番地 1 岬 丸一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製】平成 25 年 5 月 11 日 【改製事由】平成 6 年法務省令第 51 号附則第 2 条第 1 項による改製
戸籍に記載されている者	【名】丸一郎 【生年月日】昭和 50 年 4 月 1 日 【配偶者区分】夫 【父】岬太郎 【母】岬花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和 50 年 4 月 1 日 【出生地】和歌山市 【届出日】昭和 50 年 4 月 3 日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成 13 年 11 月 22 日 【配偶者氏名】大阪夢子 【従前戸籍】大阪府泉南郡深日 2000 番地 岬太郎
戸籍に記載されている者	【名】夢子 【生年月日】昭和 51 年 12 月 31 日 【配偶者区分】妻 【父】大阪太一 【母】大阪夕子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和 51 年 12 月 31 日 【出生地】大阪府泉佐野市 【届出日】昭和 52 年 1 月 5 日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成 13 年 11 月 22 日 【配偶者氏名】岬丸一郎 【従前戸籍】大阪府泉佐野市市場東一丁目 295 番地 大阪太一
	以下余白
発行番号 00000001	
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。	
平成 25 年 5 月 13 日	
大阪府泉南郡岬町長 田代 堯 職印	

▼戸籍の附票もコンピュータ化します

戸籍の附票は、戸籍と同時に作成され、住所の変更履歴を記録しているものです。戸籍のコンピュータ化に伴い、「戸籍の附票」もコンピュータ化し、これまでの戸籍の附票は「平成改製原附票」となります。

コンピュータ化後の新しい戸籍の附票には、平成 25 年 5 月 11 日現在からの住所を記録しますので、それ以前の住所の履歴が必要なときは「平成改製原附票」を請求していただくこととなります（別途手数料が必要となります）。

▼手数料について

証明書の名称が変わっても、交付手数料はこれまでと同じです。